

群馬県公立大学法人一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができるよう支援を行い、働きやすい環境を整えることによって、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるよう、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づき、一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

2 内容

目標 1 出産及び育児に関する諸制度の周知を図り、男性の育児休業取得率（育児目的休暇を含む）を 50%以上とする。

〈対策〉

- ・ 出産及び育児に関する諸制度をまとめた資料を作成し周知を図る。
- ・ 対象の男性職員に対して育児参加のための諸制度資料をメール等により案内・周知する。

目標 2 月の平均時間外労働時間を一人当たり 20 時間以内とする。

〈対策〉

- ・ 業務の効率化や業務の平準化、人員の適正配置に取り組むことにより、所定外労働時間を削減する。
- ・ 管理職による職員の出退勤記録管理

目標 3 年次有給休暇の取得日数を 13 日以上（一人当たり）、または付与日数の 65%以上の取得を目指す。

〈対策〉

- ・ 年間取得計画の作成等により、年次有給休暇を計画的に取得しやすい環境整備に努める。
- ・ 各種通知による積極的な取得の呼びかけ